# 鎌倉応援キャッシュレス割引キャンペーン管理運営業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

#### 1 趣旨

本要領は、鎌倉商工会議所が鎌倉応援キャッシュレス割引キャンペーン事業(以下「キャンペーン」という。)を実施するに当たり、公募型プロポーザルにより委託業者を選定するため、本公募の参加要件のほか、手続き等、必要な事項について定めるものである。

なお、応募等に要した費用については、応募者の負担とする。

#### 2 業務概要

(1) 業務名

鎌倉応援キャッシュレス割引キャンペーン管理運営業務

(2)業務の目的

多くの市内事業者は、出口の見えない新型コロナウイルス感染症の影響により、売上げが低迷しているとともに将来に不安を抱えている。このため、市内事業者、特に中小企業、小規模事業者の事業継続と市内経済の回復の後押しを目的に、キャッシュレス端末を活用した総額10億円の市内消費を促す割引キャンペーンを実施し、地域経済の活性化を図ろうとするもの。

(3)業務内容

鎌倉応援キャッシュレス割引キャンペーン管理運営業務委託仕様書のとおり

(4)業務履行期間

契約締結日から令和5年(2023年)3月31日まで

#### 3 主な業務内容

総額 10 億円の事業とし、割引率は最大 20%で、具体の割引の詳細は別途指示のとおりとする。

キャンペーン期間中の割引原資、キャンペーン期間中の QR コード決済手数料、キャンペーン 運営業務経費一式は鎌倉商工会議所の負担とする。

キャンペーン管理運営業務は、

- ①事業の周知、説明会の実施(広報・営業活動)
- ②取扱登録店へ、決済端末(複数の QR コード、クレジットカード、電子マネーが利用 可能なオールインワン型)を無償提供し、決済処理に関わるオリエンテーションを行う。
- ③鎌倉市内に事業者からの質問等に回答できる事務所を一定期間開設し、キャッシュレス決済の浸透を促すとともにサポート窓口、コールセンター等を設置する。
  - ④ポイント還元方式ではなく、消費者が決済時にその場で割引を受けられるシステムとする。
  - ⑤精算業務一式
  - ⑥データ収集一式
  - ⑦消費者向けキャンペーンの周知、問合せの対応一式
  - ⑧アンケートによる効果分析一式

にかかる業務一式である。

#### 4 実施形式

公募型プロポーザル方式とし、参加者が1者の場合でも実施する。

# 5 参加資格

- (1) 本プロポーザルの参加者は、提案書類の提出期限において、次に掲げる要件を満たすものとする。1事業者で参加する場合(以下「単体企業」という。)にあっては、次に掲げる要件をすべて満たしていることとし、複数の事業者が共同で参加する場合(以下「共同企業体」という。)にあっては、すべての参加事業者が、次に掲げる要件を満たしていることとする(エは共同企業体のうち1者以上で可)。
- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号、略称「暴力団 対策法」)第2条規定するものでないこと。
- イ 鎌倉市入札指名停止等取扱基準による指名停止期間中でないこと。
- ウ 経営不振の状態(会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項に基づき更生手 続開始の申し立てをしたとき、民事再生法(平成11年法律第225号)第21条1項に基づ き再生手続き開始の申し立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。ただ し鎌倉商工会議所が経営不振の状態を脱したと認めた場合は除く。)にないこと。
- エ 同事業の遂行に支障のない実績があること。
- (2) 共同事業体の場合の参加資格等

共同事業体で提案を行う場合には、次の事項に留意すること。

- ア 必ず幹事社を決め、全提案者の会社名、代表者名を記載し、それぞれの代表者印を押印 した参加申込書(様式 1-2)を提出すること。その際幹事者の印は契約時に使用するものと 同一とすること。
- イ 単体企業が共同企業体の構成員になること及び2以上の共同企業体の構成員になること はできないものとする。
- ウ 共同企業体結成にかかる協定を締結していること。

# 6 受注候補者特定方法

参加資格があると認められる者から企画提案書等を受け付け、その企画提案を鎌倉応援キャッシュレス割引キャンペーン管理運営業務委託業者選定委員会において審査し、受注候補者(以下「候補者」という。)を特定する。

審査に当たっては、当該業者から提出された企画提案書等のヒアリング及びプレゼンテーション等を実施するものとし、審査方法及び審査基準等は下記9審査のとおりとする。

#### 7 質疑·回答

(1)提出方法

別添の質問票(様式4)により、Eメールにて提出すること。

(2) 提出期限

令和4年(2022年)3月29日(火)16時00分まで(必着)

※提出期限を過ぎた質問、上記以外の方法で提出された質問に対しては回答しない。

(3) 提出先

鎌倉商工会議所

Eメール: info@kamakura-cci. or. jp

※件名は鎌倉応援キャッシュレス割引キャンペーン管理運営業務/質問書(社名)」と すること。

(4) 回答日

令和4年(2022年)4月4日(月)

(5) 回答方法

鎌倉商工会議所ホームページに掲載し回答するものとする。

- 8 参加申込及び企画の提案について
  - (1) 申込方法

次に掲げる書類を持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送で提出する場合は、 受取日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

- ア 参加申込書 (様式1-1 1-2)
- イ 会社概要書(様式2)
- ウ 実績証明書(様式3)
- エ 鎌倉応援キャッシュレス割引キャンペーン管理運営業務委託企画提案書、実施体制調 書、工程表、見積書(以下「企画提案書等」という。)。
- オ 法人・個人問わず直近2期分の確定申告書(決算書含む)及び履歴事項全部証明書(発行から3か月以内のもの)。但し、決算を迎えていない場合は、事業計画書及び収支予算(計画)書。
- (2) 企画提案書等様式・制限枚数・提出部数
  - ア 企画提案書 正本 (代表者印・社印を押印したもの) 1部
  - イ 企画提案書 副本(社名及び製品名の表示のないもの)5部 ※企画提案書は、A4版縦、両面カラー印刷20ページ以内とし、ページ番号を附すこと
  - ウ 実施体制調書(任意様式A4で1枚程度)6部
  - エ 工程表(任意様式A4で1枚程度)6部
  - オ 見積書(様式5)6部(6部作成するうちの1部については、事業者の所在地、名称、 代表者職名を余白に記載し、代表者印を押印する。)
- (3) 申込期間

令和4年(2022年)3月22日(火)から4月8日(金)15時00分まで(必着)

(4) 申込場所

鎌倉商工会議所

〒248-0012 神奈川県鎌倉市御成町 17 番 29 号

(5) 企画提案を求めるポイント

別添仕様書並びに9(2)審査項目及び配点に留意の上記載すること。特に下記の項目 については、具体的な提案を行うこと。

ア キャッシュレス割引等について

- (ア) キャッシュレス割引がその場(決済時)に受けられること。
- (イ) 割引率は最大 20%とし、店舗規模や時間帯によって割引率の変動が可能なこと。
- (ウ) 1回の決済における上限額を設定できること。
- (エ) 事業者が使いやすい端末であり、導入時の費用負担がないこと。
- (オ) キャッシュレス手数料料率及びランニングコストが低廉であること。 (企画提案書に各決済ブランドの料率及び決済端末の保守管理料を明記すること。)
- イ 取扱登録店について
  - (ア) 全事業者が対応可能なものとなるためにどのように取り組むのか。
  - (イ) 使用する電子決済システムの実機における視認性や操作の利便性はどのようなも

のか。トラブル等使用時の困ったときの対応はどのようなものか。

- (ウ) 換金手続きの利便性はどのようなものか。
- (エ) 入金の頻度や期間はどのようなものか。
- ウ キャンペーン参加者(消費者)について
  - (ア) 市民、観光客を問わず、多くの方が参加しやすいような周知が行われること。
  - (イ) 消費者が決済時に割引が受けられ、さらなる購買意欲が掻き立てられるものか。
- エ その他仕様書に記載のない独自提案。
- (6) その他
  - ア 原則として、企画提案書は1者1提案とする。
  - イ 企画提案書等を受け付けた後の追加及び修正は認めない。
  - ウ ヒアリング及びプレゼンテーション出席者は、受託した場合の実務担当者を含むもの とする。

#### 9 審査

(1)審査方法

提出された参加申込書、会社概要書、実績証明書、業務実施体制各種調書及び企画提案書等について、実施要領及び提案書選定評価基準に基づき、書類審査、ヒアリング及びプレゼンテーション(1者30分程度)を実施し、選定委員会は(3)候補者特定手順で示す候補者の特定手順に基づき最も優れた提案を特定するものとする。ただし、提案者が多数となった場合は、書類審査によりヒアリング及びプレゼンテーションを依頼する業者を絞り込むことができるものとする。

なお、新型コロナウイルス感染症対策として、ヒアリング及びプレゼンテーションを書類審査に変更する可能性もあることから、説明に必要な内容はすべて書面に落とし込んでおくこと。

(2)審査項目及び配点

別添の提案書選定評価基準に基づき審査を行う。

(3) 候補者特定手順

候補者は、審査員の評点の合計点が最も高い者とする。この場合において、合計点が最 も高い者が2者以上あるときは、選定委員会が採決し決定する。

なお、最低基準(評価員の合計平均点が 150 点以上)を満たす者がなかった場合は、再 度公募を行う。

※提案者が1者の場合は、審査を行い、選定委員会が候補者特定の可否を採決して決定する。

(4) 審査結果の通知

審査結果を書面により通知するものとする。

10 日程

質問受付締切日 令和 4 年 (2022 年) 3 月 29 日 (火) 16 時必着

参加申込書及び企画提案書等受付期間 令和4年(2022年) 3月22日(火)

~4月8日(金)15時必着

#### 11 失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、 その提案を失格とする。

- (1) 企画提案書等の様式・制限枚数、提出部数、提出方法、提出期限、提出先等に適合しない もの。
- (2) 企画提案書等の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの。
- (3) 企画提案書等提出期限後に参考見積書の金額に訂正を行ったもの。
- (4) ヒアリング等に出席しなかったもの。ただし、ヒアリング等の実施を取りやめた場合はこの限りではない。
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの。
- (6) 参考見積書の金額が、予算額(予定価格)を超過したもの。

## 12 契約

候補者決定後、速やかに契約の手続きを行うものとする。

なお、その際には、決定された者はあらためて見積書を提出するものとする。

## 13 その他

- (1) 提出書類は返却しない。ただし、提出書類は、提案者に無断で他の業務に使用しない。
- (2) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効にする。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る一切の費用は、提出者の負担とする。
- (5)業務実施体制各種調書に記載した配置予定の担当者は、原則として変更できないものと する。なお、やむを得ない理由により変更する場合には、鎌倉商工会議所と協議のうえ決 定するものとする。
- (6) 参加者は、候補者特定までの間に、「5 参加資格」に定める要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとする。
- (7) 他の文献を引用した場合は、出典を明示するものとする。
- (8) 新型コロナウイルス感染症の影響により、想定外の事態が生じた場合は、都度受託者と協議するものとする。

## 14 提出・問合せ先

鎌倉商工会議所

担当: 奈須、柴崎

**=** 248−0012

鎌倉市御成町17番29号

TEL: 0467-23-2561 (代表) FAX: 0467-25-0900 (代表)

E-mail: info@kamakura-cci.or.jp